



2017年3月8日
株式会社エス・エム・エス

正しいルールに基づいたストレスチェックのために「実施におけるチェックリスト」を提供！
～医療機関における初年度実施結果を集計した参考データ公開～

介護・医療の情報サービスを提供する株式会社エス・エム・エス（代表取締役社長：後藤夏樹、東証一部上場、以下「当社」）は、当社グループが提供している「医療機関特化型ストレスチェック代行サービス」において、「厚生労働省より公開されている「指針」「Q&A」「実施マニュアル」を踏まえ、「ストレスチェック実施におけるチェックリスト」を作成しました。初年度のストレスチェック実施時に見受けられた、誤った制度理解や実施方法について、チェックリスト形式で確認できます。

【「ストレスチェック実施におけるチェックリスト」の提供背景】

昨年度はストレスチェックの義務化に加え、大手企業社員の過労自殺事件などもあり、「労働者のメンタルヘルス」が大きな社会問題となりました。医療機関は後述の参考データからもわかるように、総じてストレスが高い職場であると推測できます。そのため、ストレスチェックを通して従業員にストレスについての気づきを与えることや、職場の環境改善を行っていくことが必要です。

しかし初年度のストレスチェックの実施においては、そもそも法制度の趣旨を正しく理解していない医療機関や、正しい運用ルールに基づいてストレスチェックを実施していない医療機関が一定数見受けられました。

誤った運用ルールでストレスチェックを実施した場合、ストレスチェックが形骸化するリスクや、内容によっては労働基準監督署の監査時に指摘を受ける可能性もあります。そのため、まずは制度を正しく理解し、正しい運用ルールに基づいてストレスチェックを実施することが必要であると考えます。そこで、本リストを参考にし、現状の実施方法について再点検してもらうべく、「ストレスチェック実施におけるチェックリスト」の提供にいたしました。

ストレスチェック実施におけるチェックリスト	
<p>初年度のストレスチェック実施にあたり、以下のような誤った実施方法を行っている医療機関が複数ありました。 貴法人の実施において該当するものがないかご確認いただき、2年目の実施にご活用いただけますと幸いです。</p>	
1	<p><input checked="" type="checkbox"/> ●衛生委員会(又は安全衛生委員会) が開催されていない</p> <p>労働安全衛生法に基づき、事業者は常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置しなければなりません。 →ストレスチェック実施義務のある対象事業所には設置されている事が大前提となっており、毎月1回以上の開催ならびに議事録は3年間の保存義務があります。</p>
2	<p><input checked="" type="checkbox"/> ●実施規程を作成していない</p> <p>ストレスチェックの結果は労働者の個人情報でもあるため具体的に誰が取り扱うことになるのかを明確にする必要があり、実施規程はこうしたストレスチェックを実施するに当たってのルールを文書化したものです。 →形式は問われていませんが「衛生委員会等で調査審議すべき11項目」についてその結果を文書にする必要があります。なお、就業規則に該当するものではありませんので、労働基準監督署への届出は必要ありません。</p>
3	<p><input checked="" type="checkbox"/> ●ストレスチェック制度の目的に係る周知が行われていない</p> <p>ストレスチェック制度は「メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしない」という趣旨を、事業所内で周知する事が求められます。</p>

※一部抜粋

「ストレスチェック実施におけるチェックリスト」に関するお問い合わせ先はこちら↓

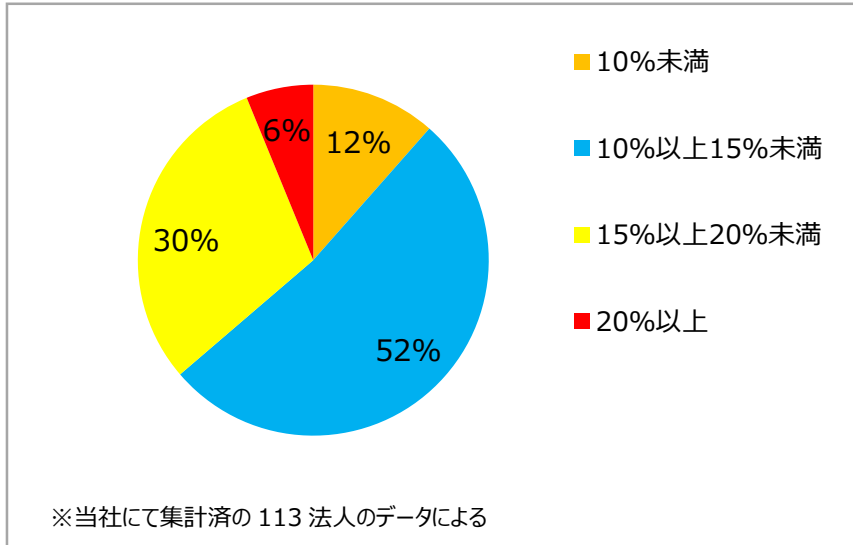
電話：03-6870-6177 E-mail：stresscheck@bm-sms.co.jp

【参考データ】

医療機関におけるストレスチェック実施結果レポート

調査結果 1. 高ストレス者の割合が 15%を越えた法人は 36%

厚生労働省が公開している「ストレスチェック制度実施マニュアル」の「職業性ストレス簡易調査票（57 項目）を用い、高ストレス者の割合が 10%程度となるよう設定された数値基準の例」を基に判定したところ、高ストレス者の割合が、目安である 10%に収まる医療法人は約 1 割に過ぎず、4 割近い医療法人において高ストレス者が 15%を超える結果となった。

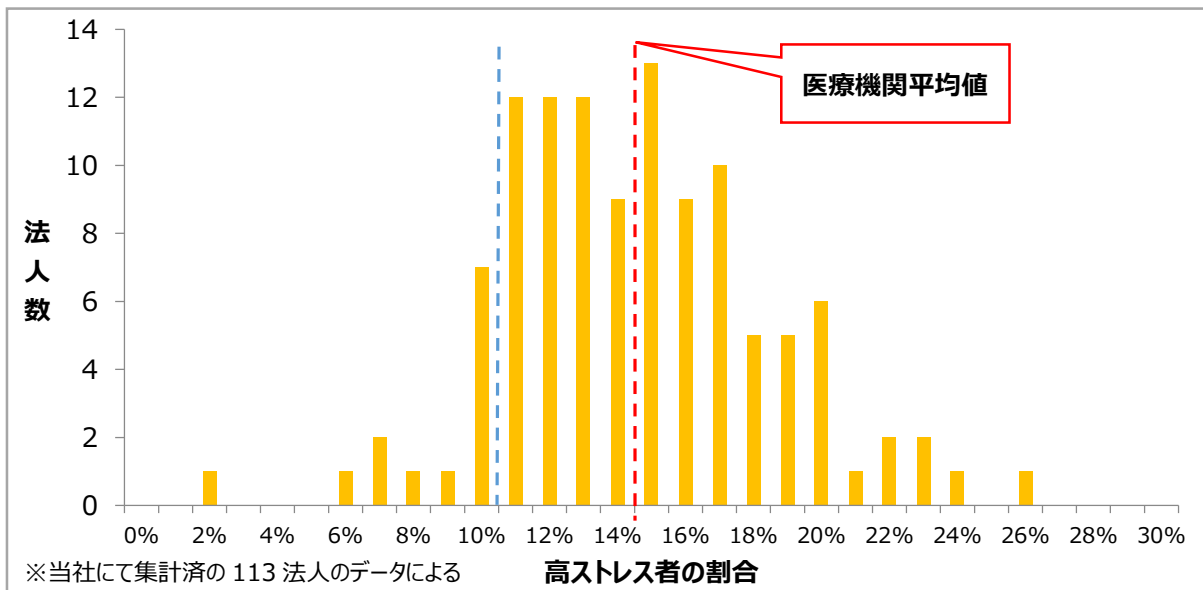


■考察

高ストレス者の割合が 15%を越える医療法人が 36%と多いため、今後はこうした職場で職場環境の改善や、高ストレス者のケアにつながる取り組みを実施・浸透させていくことが必要であると考えられる。

調査結果 2. 医療機関における高ストレス者の割合は平均 14%

医療機関における高ストレス者の割合は 1.6%～25.5%に幅広く分布し、平均値は 14%となった。

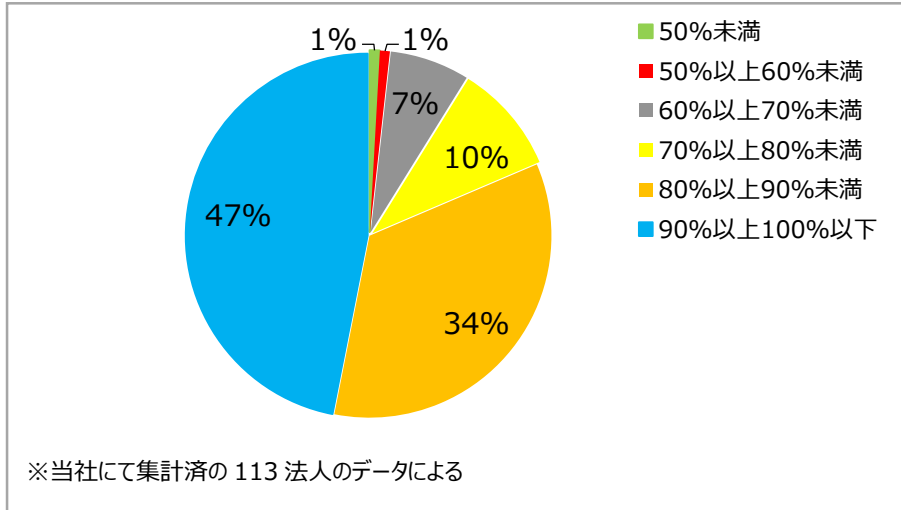


■考察

医療機関は入院患者の生死にかかわる職場であることや、夜勤当直などの不規則なシフト勤務が多いことに加え、慢性的に人手不足であることなどから心身への負担度合いが高く、高ストレス者の割合が総じて高くなりやすいと考えられる。

調査結果 3. 医療機関における受検率は約半数の事業所で 90% 超え

医療機関における受検率は、全体の約 8 割の医療法人で 80% を超える結果となった。90% を超える医療法人も全体の半数程度あり、平均受検率は 86.9% となった。



■ 考察

医療機関には PC が職員に 1 人 1 台無いことや、シフト勤務など変則的な勤務をしている職員が多いため、当社では PC ではなく、紙・マークシートでストレスチェックの実施を支援した。このことにより、総じて高い受検率になったと推測される。

【調査概要】

調査対象：当社グループにてストレスチェック代行を行った医療機関

調査方法：2016 年 9 月までにストレスチェック結果の集計が完了していた医療機関のデータを分析

調査対象数：113 法人

【「医療機関特化型ストレスチェック代行サービス」とは】

2015 年 12 月 1 日より、労働安全衛生法の一部改正で、50 名以上の事業所において従業員へのストレスチェックの実施が義務化されましたが、医療機関には医療機関特有の課題があり、自病院での実施が困難なケースも少なくありません。そこで当社グループでは、医療機関ならではの特徴や課題を踏まえた「医療機関特化型ストレスチェック代行サービス」を提供しています。初年度の実施支援事業所数は 300 事業所を突破し、受検医療従事者数は 10 万人を超えています。

【株式会社エス・エム・エスとは】

2003 年創業、2011 年東証一部上場。「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことをミッションに掲げ、介護・医療・ヘルスケアなどの領域で「高齢社会×情報」を切り口にした 40 以上のサービスを開発・運営しています。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エス・エム・エス（東京都港区芝公園 2-11-1 住友不動産芝公園タワー）

・広報担当 株式会社エス・エム・エス 広報グループ 養田（ようた）

電話：03-6721-2404 E-mail：smsinfo@bm-sms.co.jp

URL：<http://www.bm-sms.co.jp/>

・事業担当 株式会社エス・エム・エスキャリア ストレスチェック推進グループ 内藤（ないとう）

電話：03-6870-6177 E-mail：stresscheck@bm-sms.co.jp

以上